

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

年金たる保険給付の受給権者の定期報告に関する労働者災害補償保険法
施行規則の一部改正に係る留意事項等について

標記に係る改正省令の施行については、平成 15 年 3 月 25 日付け基発第 0325009 号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」の記の第 2 により指示しているところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意の上、その円滑な運用を図るよう配意されたい。

記

1 障害補償年金及び障害年金受給権者の定期報告書に係る診断書料の請求がなされた場合の取扱いについて

障害補償年金及び障害年金の受給権者から、定期報告書に添付された診断書に係る療養給付たる療養の費用請求書が提出された場合には、当該診断書料は原則支給できないものであるが、制度改正の不理解もあることから、経過措置として平成 15 年度に提出すべき定期報告書に限り診断書料を支払って差し支えないものとする。

なお、この場合にあつては、受給権者に対し、平成 16 年度以降の障害補償年金及び障害年金に係る定期報告書については、診断書の添付は不要であること及び添付に要した費用は支払えないことを教示すること。

2 年金たる保険給付の受給権者に係る定期報告書の添付書類について、5 月中に作成されたものが提出された場合の取扱いについて

年金たる保険給付の受給権者に係る定期報告書について、生年月日の属する月が 1 月から 6 月までのいずれかの月に該当する場合の提出期限が、5 月 31 日から 6 月 30 日に改正されたことに伴い、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第 21 条第 2 項に基づき定期報告書に添付する書類については、指定日前 1 月以内（6 月中）に作成されたものである必要があるが、5 月中に作成されたものが提出された場合であっても、平成 15 年度の定期報告に限り、経過措置としてこれを受理して差し支えないものとする。

なお、この場合にあつては、受給権者に対し、平成 16 年度以降に提出する年金たる保険給付の受給権者に係る定期報告書に添付する書類については、6 月中に作成されたものである必要がある旨指導すること。

3 年金たる保険給付の受給権者のうち、本年2月に支給決定を受けた者等からの定期報告書が未提出である場合の年金の支給停止について

労災則第21条ただし書きの定期報告を必要としないと認められる者の範囲については、昭和63年12月28日付け基発第778号の記の2(1)の規定に基づき、生年月日の属する月が1月から6月までのいずれかの月に該当する年金たる保険給付の受給権者のうち、3月1日(省令改正前2月1日)以降定期報告時(6月30日。省令改正前5月31日)までに支給決定を受けた者又は同期間に定期報告と同一の内容について所轄労働基準監督署長の職権による調査が行われた者とされている。

したがって、今般の省令改正により、本年2月1日から同月末日の間に支給決定を受けた年金たる保険給付の受給権者については、新たに定期報告書を提出する必要が生じるものであり、定期報告書が提出されない場合は適宜督促を行うこととするが、督促を行ったにもかかわらず、なお提出されない場合であっても、経過措置として平成15年度の定期報告書が未提出である場合に限り、年金の支給停止は行わないものとする。

4 関係事務連絡の改正について

(1) 昭和63年12月28日付け事務連絡第35号を次のように改正する。

記の1のイ中「5月31日」を「6月30日」に、「6月中旬」を「7月中旬」に改める。

(2) 平成12年3月28日付け事務連絡第8号を次のように改正する。

記の「1」を削り、記の「2」を記の「1」とし、記の「3」を記の「2」とする。

(参 考)

- 労災年金の年金たる保険給付及び特別支給金の支払の一時差止め処分に係る事務処理の留意点について

(昭和63年12月28日付け補償課長事務連絡第35号)

改正 平成15年5月19日付け基労補発第0519001号

労働者災害補償保険法第12条の7及び同法施行規則第21条の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（以下「定期報告書」という。）の未提出者に対する同法第47条の3の規定による保険給付の一時差止めに係る事務処理については、労災保険給付事務取扱手引（昭和60年11月11日付け基発第637号の別添）、昭和61年2月10日付け基発第60号及び昭和58年10月21日付け事務連絡第30号により取り扱ってきたところであるが、今般、労働者災害補償保険法施行規則の一部改正等により定期報告書の提出期限が分散化されたことに伴い、以後定期報告書未提出者に対する監督及び支払差止めの措置については下記によることとしたので、留意されたい。

記

1 定期報告書未提出者に対する監督及び支払差止めについて

イ 定期報告書の提出励行については、従来、提出期限直前になっても定期報告書の提出のない者に対して『年金たる保険給付の受給権者の定期報告書』の提出について」（年金照会様式第4号）（以下「督促状」という。）を送付することにより処理してきたところであるが、今回の定期報告書の提出期限の分散化に伴い、今後は、Aグループ提出者（提出期限毎年6月30日）については、昭和63年12月28日付け基発第778号通達（以下「施行通達」という。）の記の第1の2の（6）のとおり、年度更新事務処理等の実状に鑑み、提出期限を超過しても定期報告書を提出しない者に対しては、7月中旬を目途に督促状によりその提出について督促することとし、また、Bグループ提出者（提出期限毎年10月31日）については、提出期限を過ぎても定期報告書を提出しない者に対して、11月中旬を目途に督促状によりその提出について督促すること。

なお、施行通達の記の第1の2の（1）の経過措置対象者が昭和64年に限り経過的に行う報告（提出期限昭和64年2月28日）については、提出期限を超過しても定期報告書を提出しない者に対して、昭和64年3月1日以降に督促状によりその提出について督促すること。

ロ イによる督促を行った日より相当期間経過後において支払差止決議を行い、「年金たる保険給付及び特別支給金の一時差止めについて」（年金通知様式第10号）により、受給

権者に通知するとともに、支払差止処分に係る機械事務処理を行うこと。

2 様式の改正等について

定期報告書の提出期限が分散化されたことに伴い、定期報告書未提出者に対する督促及び支払差止め通知に用いる様式（年金照会様式第4号及び第10号）について、それぞれ別添のとおり改正することとしたので、今後の支払差止め処分に際しては、改正後の様式により通知すること。

なお、改正後の様式については、別途管理換えの予定である。

（様式 略）

(参 考)

○ 健康管理手帳の更新について

(平成12年3月28日付け補償課長事務連絡第8号)
改正 平成15年5月19日付け基労補発第0519001号

労働福祉事業としてのアフターケアについては、平成元年3月20日付け基発第127号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」により実施しているところであるが、健康管理手帳の更新を行う場合の事務処理について、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、留意の上、運用に遺漏なきを期されたい。

記

健康管理手帳の更新を行う場合の事務処理に当たっては、次のような方法を活用することにより更新の必要性の確認を行うこと。

- 1 アフターケア委託費請求内訳書（措置内容、傷病の経過）による確認
- 2 主治医等に対する照会等による確認

なお、上記の方法以外でアフターケア対象者より診断書の提出を求め確認する方法もあるが、この場合の費用は、アフターケア対象者本人の負担となることから、診断書を提出させる理由について十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。